

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第35号

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条，第42条及び第46条」を「第27条，第34条，第37条及び第42条」に改める。

第3条第1項中「第31条」を「第27条」に，「その他の」を「又は」に改め，「（道路，公園，広場その他の公共の用に供する空地から見えない部分を除く。以下同じ。）」を削り，同条第2項中「第42条」を「第34条」に改め，同条第3項中「第46条」を「第42条」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第37条の規定による補助金の交付の対象となる行為は，景観重要建造物の外観に係る修理若しくは修景又は滅失を防止するために必要な修理で，当該景観重要建造物が存する地域における市街地景観の整備を図るために特に必要と認められるものとする。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 前条第3項に規定する行為 3分の2

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 前条第4項に規定する行為 2分の1

第4条第2項第3号を次のように改める。

(3) 前条第3項に規定する行為 6,000,000円

第4条第2項に次の1号を加える。

(4) 前条第4項に規定する行為 4,000,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市街地景観整備補助金交付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（平成19年3月23日京都市条例第31号）による改正前の京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により有効期間を定めて指定した歴史的意匠建造物に係る改正後の規則第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

（都市計画局都市景観部景観政策課）